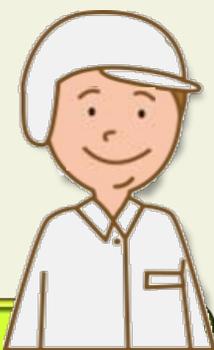


生産者、食品事業者の皆様へ！  
**食品トレーサビリティに  
取り組みましょう！**



生産段階



消費者

加工段階

あなたのためにも  
**「トレーサビリティ」**

流通段階

流通段階



流通段階



# 1. 食品トレーサビリティについて



食品事故等の問題があったときに、食品の移動ルートを書類等で特定し、遡及・追跡して、原因究明や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組みです。  
 具体的には、食品の移動ルートを把握できるよう、生産、加工、流通等の各段階で商品の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくことです。



(注) 食品トレーサビリティの取組は、食品をどのように生産・製造したか(例: 農薬・肥料・飼料等の使用状況、原材料の原産地名などの情報)を表示等で情報提供する取組とは異なります。

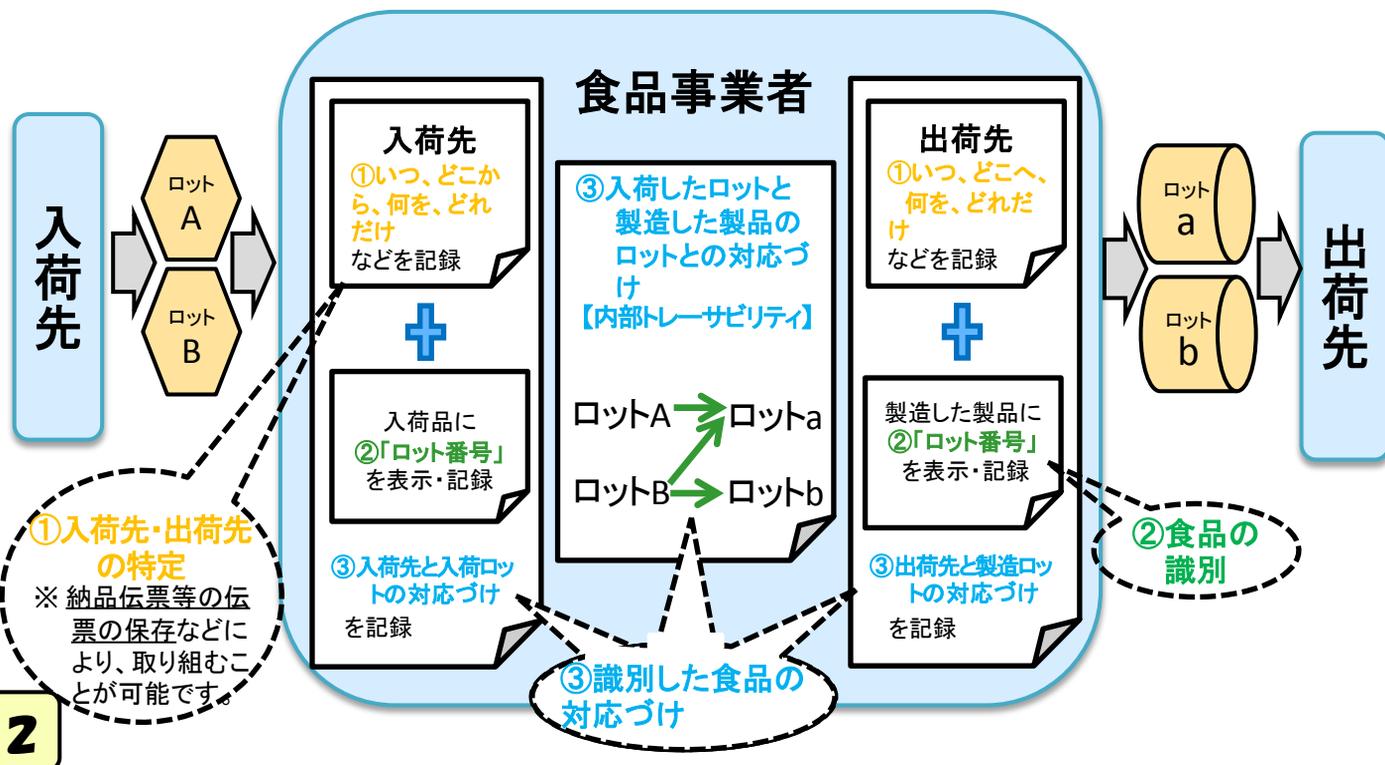
# 2. 食品トレーサビリティの取組について

○食品事業者による食品トレーサビリティの取組は業種や規模などで様々であり、食品事業者の状況に応じて段階的に進めて行くことが重要です。

取組を要素ごとに分けて段階的に進めていくことが重要です

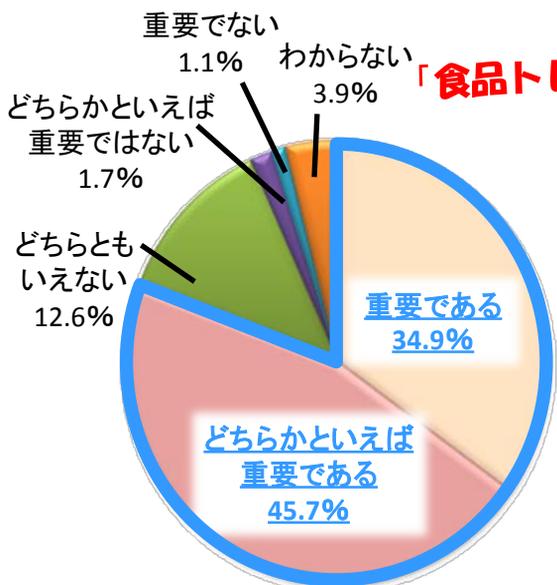
○段階的な取組としては、以下の要素に分けられます。

- ① 入荷先・出荷先の特定: 「いつ、どこから(どこへ)、何を、どれだけ」の入荷・出荷の記録の作成・保存の基礎的な取組。
- ② 食品の識別: 入荷品や製品に「ロット番号」を表示し、記録する取組。
- ③ 識別した食品の対応づけ: 「入荷先と入荷ロット」、「入荷ロットと製造ロット」、「出荷先と製造ロット」をそれぞれ対応づける記録の作成・保存の取組。



### 3. 消費者の意識について

8割以上の消費者が「食品トレーサビリティを高める取組が食生活において重要」と考えています



#### 重要だと考える理由

- ・食中毒等の食品事故が発生したときに、食中毒等の原因の解明、問題のある食品の回収がより速やかに行われるようになるため
- ・食生活に安心感が得られるようになるため
- ・産地等の表示偽装の疑惑が生じたときに、記録に基づく事実の解明がより速やかに行われるようになるため 等



### 4. 食品事業者の取組状況について

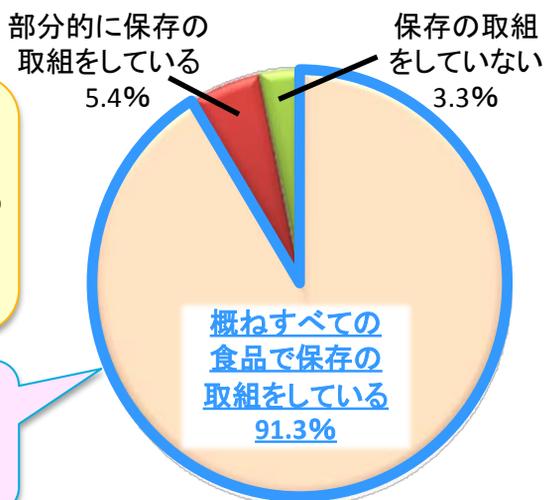
入荷先を特定できる記録を保存する取組は9割以上の食品事業者に取り組みられています

#### 保存理由

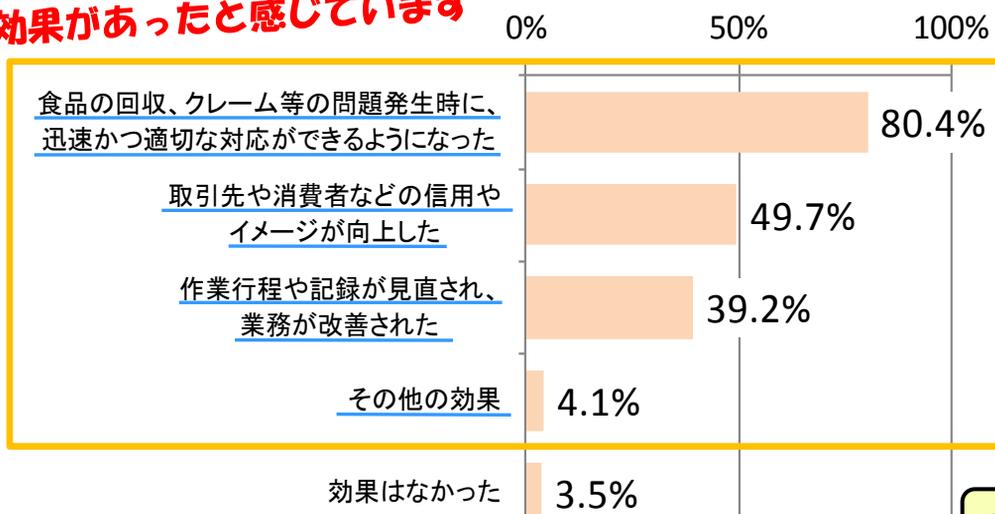
- ・経理上の必要性のため
- ・食品の入荷経路を事後的に確認するため
- ・税法上の必要性のため
- ・在庫管理のため 等



取組を行っている食品事業者の9割は伝票類（入荷先から受領した納品伝票等）の保存で取り組んでいます。



「内部トレーサビリティ」の取組を行っている事業者の9割以上が、効果があったと感じています



## 5. 食品事業者の取組事例について

### ～ 入荷・出荷の際の伝票や台帳を作成・保存する取組事例 ～

○入荷伝票等を日付毎、取引先毎等に整理して保存

入荷伝票等を、入荷日毎、入荷先毎に整理して保存

「いつ、どこから(へ)、何を、どれだけ」といった情報の速やかな確認が可能

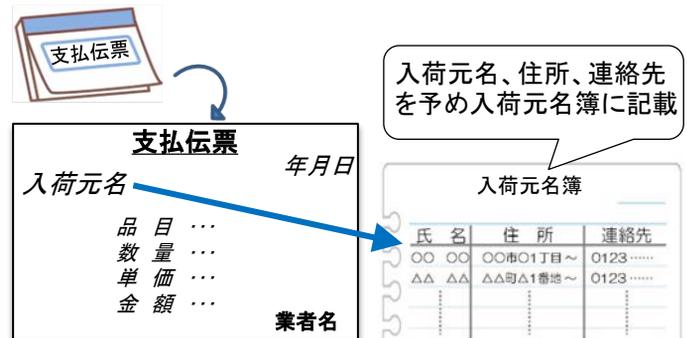


○納品伝票等の発生しない現金取引における簡易・迅速な入荷記録の作成

①入荷元の名前、連絡先等を予め入荷元名簿に整理

②入荷(現金取引)を行う際、入荷日、入荷元名、品目、数量、金額等を支払伝票に記載

逐一入荷元の連絡先を記入することなく、入荷記録の簡易・迅速な作成が可能



### ～ 食品の識別とその入荷先・出荷先の対応づけの取組事例 ～

○一枚の記録表による管理(生鮮/卸売業者)

①入荷の際、記録表に、入荷日別に商品を区分管理し、入荷日、入荷元、数量等を記載

②出荷の際、記録表上で入荷日別に区分管理された商品毎に、出荷日、出荷先、数量等を記載

どこから入荷した商品がどこへ出荷されたかを一見して確認可能

**入出荷記録表**

| 品名         | 入荷   |    | 出荷  |       |    | 在庫  |       |    |
|------------|------|----|-----|-------|----|-----|-------|----|
|            | 日付   | 数量 | 入荷元 | 日付    | 数量 | 出荷先 | 日付    | 数量 |
| …(…産, 50g) | 11/1 | 30 | 〇〇  | 11/2  | 10 | ☆☆  | 11/2  | 20 |
|            |      |    |     | 11/3  | 5  | △△  | 11/3  | 15 |
|            |      |    |     | 11/5  | 5  | □□  | 11/5  | 10 |
|            |      |    |     | 11/9  | 10 | ☆☆  | 11/9  | 0  |
|            |      |    |     |       |    |     |       |    |
|            | 11/8 | 30 | 〇〇  | 11/9  | 10 | ☆☆  | 11/9  | 20 |
|            |      |    |     | 11/10 | 15 | △△  | 11/10 | 5  |

## 6. 食品トレーサビリティの位置付け

○EU、米国等では、食品全般を対象にトレーサビリティ制度を導入して義務付けています。

○日本では、米トレサ法において米及び米加工品の入荷・出荷の記録の作成・保存が事業者に義務付けられており、また牛トレサ法において牛の個体識別番号を生産から流通、消費の各段階で正確に伝達することが義務付けられています。

### 問い合わせ先

| 地域    | 問い合わせ先         | 電話番号         | 地域   | 問い合わせ先        | 電話番号         |
|-------|----------------|--------------|------|---------------|--------------|
| 農林水産省 | 消費・安全局 表示・規格課  | 03-3502-5716 | 東海   | 東海農政局 消費生活課   | 052-223-4651 |
| 北海道   | 北海道農政事務所 消費生活課 | 011-642-5474 | 近畿   | 近畿農政局 消費生活課   | 075-414-9771 |
| 東北    | 東北農政局 消費生活課    | 022-221-6095 | 中国四国 | 中国四国農政局 消費生活課 | 086-224-9428 |
| 関東    | 関東農政局 消費生活課    | 048-740-0096 | 九州   | 九州農政局 消費生活課   | 096-211-9122 |
| 北陸    | 北陸農政局 消費生活課    | 076-232-4227 | 沖縄   | 沖縄総合事務局 消費安全課 | 098-866-1672 |

※ 以下のアドレス (<http://www.maff.go.jp/j/syuan/seisaku/trace/index.html#1>) に詳細を掲載していますのでご覧ください。  
本リーフレットについて不明な点があれば上記の問い合わせ先にお問い合わせください。